

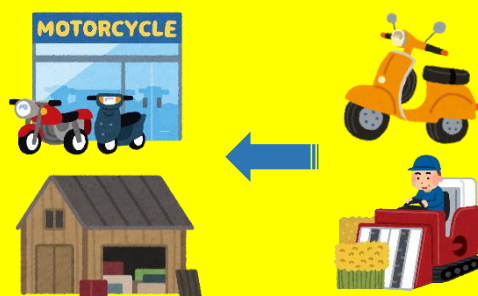
# 原動機付自転車または小型特殊自動車の一時抹消はできません！



- ・原動機付自転車に乗らなくなったからナンバーを返却した
- ・とりあえず車屋にナンバーがついていない車両を預けている
- ・もう農業をやらないから小型特殊自動車のナンバーを返却して倉庫に入れっぱなしにしている



**それ！課税逃れになっています！**



原動機付自転車および小型特殊自動車については**原則一時抹消が**  
**できず**、持っているだけで課税が発生します。

もし所持しているがナンバーがついていない場合は登録手続きをお願いします。

以下の場合、登録が不要な場合があります。

- ・車両の故障等により使用不能な場合
- ・車両としての機能を果していない場合（部品取り状態となっている車両等）

軽自動車税の課税を逃れるために、原動機付自転車および小型特殊自動車を所持しているにもかかわらず一時的に廃車の手続きをした場合、地方税法第455条の規定により**100万円以下の罰金刑が科される場合があります**のでご注意ください。

廃車後、同車両を伊達市にて再登録される場合、一時抹消となっていた期間を遡って課税する場合があります。

ご理解のほどよろしくお願いします。

ホームページは  
こちらから



お問い合わせ先：伊達市役所 税務収納課市民税係 電話：024-575-1138  
福島県伊達市保原町字舟橋180番地（東棟1階）

# 参考条文（抜粋）

## 地方税法

### （軽自動車税の納税義務者等）

**第443条** 軽自動車税は、軽自動車等に対し、主たる定置場所在の市町村において、その所有者に課する。

### （軽自動車税に係る虚偽の申告等に関する罪）

**第453条** 前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたときは、その違反行為をした者は、**30万円以下の罰金**に処する。

**2** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

### （軽自動車税の脱税に関する罪）

**第455条** 偽りその他不正の行為により軽自動車税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、**100万円以下の罰金**に処する。

## 伊達市税条例

### （種別割に関する申告又は報告）

**第87条**（前略）

**3** 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

### （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

**第91条** 新たに原動機付自転車又は小型特殊自転車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第87条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

**6** 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、市長に対し、第87条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。

## 道路運送車両法

### （定義）

**第2条** この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

**2** この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽（けん）引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

### （一時抹消）

**第16条** 登録自動車の所有者は、前二条に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

上記のとおり、原動機付自転車は「自動車」に含まれないため、一時抹消登録をすることはできません。